第 10 表 租 税 特 別 措 置 法 関 連 項 目 (参考)

(その1)

1.0	(17)														
					•	事	業 所	得 者	等(か 特	別 控	除	り 連		
	所得者区分		試験研究を行った場合の 所得税額の特別控除		推進設備を取	エネルギー需給構造改革		エネルギー環境負荷低減 推進設備等を取得した場合の 所得税額の特別控除		中小企業者が機械等を取得 した場合の所得税額の 特別控除		事業基盤強化設備等を取得 した場合等の所得税額の 特別控除		沖縄の特定中小企業者が 経営革新設備等を取得した 場合の所得税額の特別控除	
				措法10		旧措法1	0の2の2	措法10の2の2		措法10の3		旧措法10の4		旧措法10の4	
				人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額
				人	百万円	人	百万円	人	百万円	人	百万円	人	百万円	人	百万円
合			計	-	-	32	7	140	18	5,126	660	420	28	-	-
事	業所	行得	者	-	-	32	7	22	7	4,984	645	420	28	-	-
不	動産	所 得	者	-	- =	=	=	=	-	80	10	=	=	=	=
給	与 所	f 得	者	-	-	_	-	118	10	-	=	-	-	-	-
雑	所	得	者	-	-	_	-	=	-	14	0	-	-	-	-
他 該	の 区 当しな	3 分 い所	に i 得	=		=	=	=	=	48	4	=	=	=	=

		事業所	行得者等の特	持別控除関 道	重(続)		
所得者区分	雇用者の数が 所得税額の			ら控除される 額の特例	合 計		
	措法1	0の5	措法1	0の6			
	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	
	,	百万円		百万円	,	百万円	
숨 計	215	106	700	112	6,633	931	
事業所得者	215	106	700	112	6,373	905	
不動産所得者	=	=	=	=	80	10	
給与所得者	_	_	-	_	118	10	
雑 所 得 者	-	-	-	-	14	0	
他 の 区 分 に 該当しない所得	-	-	-	-	48	4	

(その2)

	<i>0,2</i>)			住	宅 関	[係	特	別	控 隙	余 関	連		
	所得者区分	住宅借入金等特別控除		特定增改築等住宅借入金等 特別控除		住宅耐震改修特別控除		住宅特定改修特別税額控除		認定長期優良住宅 新築等特別税額控除		合 計	
		措法41		措法41条	€の3の2	措法41条の19の2		措法41条の19の3		措法41条の19の4]	
		人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人 員	金 額
		人	百万円	人	百万円	人	百万円	人	百万円	人	百万円	人	百万円
合	計	275,176	40,565	450	30	828	97	1,307	130	1,078	306	278,839	41,129
事	業 所 得 者	77,893	10,067	41	3	231	8	81	7	300	69	78,546	10,154
不	動産所得者	18,662	2,715	77	6	151	23	220	20	294	82	19,404	2,845
給	与 所 得 者	167,772	26,721	286	18	224	35	724	74	325	118	169,331	26,967
雑	所 得 者	5,340	307	17	1	126	13	162	12	30	1	5,675	333
他該	の 区 分 に 当しない所得	5,509	757	29	2	96	18	120	16	129	36	5,883	829

(その3)

(~03)								
		寄	附 金	特別	川 控	除関	連	
所得者区分	政党 寄附金特	寺別控除		寺別控除	公益社团 寄附金物	寺別控除	合	計
	措法41	の18②	措法41の	18の2②	措法410	り18の 3		
	人 員	金 額	人 員	金 額	人員	金額	人員	金 額
	人	百万円	人	百万円	人	百万円	人	百万円
合 計	9,553	175	27,270	338	76,871	1,354	113,694	1,867
事業所得者	779	13	3,271	60	8,661	199	12,711	272
不動産所得者	1,647	34	4,720	64	14,263	242	20,630	340
給与所得者	4,602	99	12,445	155	34,826	691	51,873	945
雑 所 得 者	2,203	17	5,745	27	16,079	98	24,027	142
他 の 区 分 に 該当しない所得	322	12	1,089	32	3,042	124	4,453	168

⁽注) 第10表は調査項目に関する標本が僅少なため参考値であり、第1~9表とも関連しない。